

**岩手県立総合教育センター情報教育機器等
(PC・周辺機器) 賃貸借契約書 (長期継続契約) (案)**

岩手県 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) とは、情報教育機器等 (PC・周辺機器) の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲に対し、その所有する仕様書の物件 (以下「契約物件」という。) を貸し付けるものとし、甲は、これを借り受けるものとする。

第2 賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年3月31日までとする。

第3 契約物件の賃借料は、_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円) とし、その内訳は、次のとおりとする。

(内訳)

令和7年度 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
令和8年度 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
令和9年度 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
令和10年度 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
令和11年度 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)

第4 契約保証金は、_____円とする。
(第4 契約保証金は、免除とする。)

第5 賃借料は、1か月ごとに月額 _____円を支払うものとする。

2 甲は、乙から賃借料に係る正当な請求書の提出があったときは、当該書類を受領した日から起算して30日以内に賃借料を支払わなければならない。

第6 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7 乙は、甲の指定するところにより契約物件を納入するものとする。

2 契約物件の納入に要する費用は、乙の負担とする。

第8 乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、契約物件が契約の内容に適合するかを検査するものとする。

2 検査のために必要な費用は、乙の負担とする。

第9 甲は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

第10 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、賃借料の全部又は一部の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき賃借料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第11 甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合は、遅延日数に応じ、賃借料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第12 賃貸借に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。
ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第13 甲は、納入された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、貸借料の減額を請求することができる。

3 第2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第14 天災事変その他の不可抗力により契約物件が滅失又は毀損したことにより使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。この場合において、当該回復措置又は当該代替品の納入に要する経費は、乙の負担とする。

2 前項の規定による回復措置又は代替品の提供が不可能であるときは、この契約は、終了したものとみなす。この場合において、契約の終了により生じる損害は、乙の負担とする。

第15 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合

(2) 乙から契約解除の申出があった場合

(3) 乙が契約の履行について不正の行為をした場合

(4) その他乙がこの契約に違反した場合

(5) 乙が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第16 甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第17 第15第2項又は第16の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(第17 第15第2項又は第16の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。)

第18 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第19 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了後及び契約解除後も同様とする。

第20 乙は、甲の指示によるものを除き、賃貸借に係る機器からデータ等を複写し、または複製してはならない。

第21 乙は、賃貸借期間満了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄にあたっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

第22 乙は、この契約に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和17年3月31日まで保存するものとする。

第23 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年5月 日

甲

岩手県

契約担当者

岩手県立総合教育センター

所 長 佐々木 寛

乙